

広報

にしかわ

1978

7/25

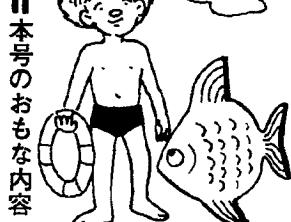
第214号

□ 発行 / 新潟県西蒲原郡西川町役場

□ 編集 / 総務課

□ 毎月10日・25日発行

ガスホルダー 建設工事着手!!



本号のおもな内容

一面	第二回定例会報告
二面	税のお話 国民年金保険料
三面	選挙啓発用マンガ募集
四面	郵便による不在者投票
五面	農業者年金法の改正
六面	ひろば
七面	西川中学校よりお知らせ
八面	災害復興住宅資金の償出
九面	お知らせ

足と増加する需要に対処するため、
浄水場敷地内に、総工費約一億二
千万円でガスホルダーの建設に着
手しました。

容量は、一万九千八百立方メートル
現有ホルダーの約六倍で、これは
ピーク時の供給量の二日分位は貯
蔵できるものです。建設費の大部
分は起債（政府等からの借り入れ）
で賄うことになります。なお、完
成は十一月末の見込みです。

冬期間のピーク時の原料ガス不
足と増加する需要に対処するため、
浄水場敷地内に、総工費約一億二
千万円でガスホルダーの建設に着
手しました。

足と増加する需要に対処するため、
浄水場敷地内に、総工費約一億二
千万円でガスホルダーの建設に着
手しました。

足と増加する需要に対処するため、
浄水場敷地内に、総工費約一億二
千万円でガスホルダーの建設に着
手しました。

町議会

第2回定例会報告

見書を日程に追加し、直ちに議題として、提出者の説明を聞き、審議の結果、原案どおり可決しました。(出席議員二十一人)

○第一回目(六月二十七日)

本日は、町政に対する一般質問を行う予定でしたが、六・二六梅雨前線豪雨のため、議員全員をもつて構成する「水害対策調査特別委員会」を設置し、併せて閉会中継続調査を決定いたしました。

次に、本定例会の会期を二日間延長し、三十日までと決定しました。

水害対策のために、本日はこれで会議を延長いたしました。(出席議員十八人)

延長したが、提出された各議案はいずれも原案可決、承認または同意し、同月三十日閉会しました。

●本会議のあらまし

○招集日(六月二十四日)

会議録署名議員を指名し、会期を二十八日までの五日間と決定しました。

次に、町長提出議案七案を一括上程し、町長の提案理由の説明を受けました。

つづいて、議員提出の「昭和五十三年産生産者米価等に関する意

○第三回目(六月二十九日)

町長提出議案(七案)の審議を行い、いずれも原案どおり可決または承認いたしました。(出席議員二十二名「全員出席」)

○第四回目(六月三十日)

町長の政治姿勢などについて一般質問が行われました。

次に、本日町長から提出された議案(三案)について、提案理由の説明を聞き、審議の結果、いずれも原案どおり可決または同意し、閉会いたしました。

●今期定例会の議案は次のとおりです。

○町長提出議案

●本会議のあらまし

○招集日(六月二十四日)

会議録署名議員を指名し、会期を二十八日までの五日間と決定しました。

次に、町長提出議案七案を一括上程し、町長の提案理由の説明を受けました。

つづいて、議員提出の「昭和五十三年産生産者米価等に関する意

○昭和五十三年産生産者米価等に関する意見書(原案可決)

○昭和五十三年度西川町一般会計補正予算(第四号)(原案可決)

○西川町課設置条例の一部改正について(原案可決)

○収入役の選任について(同意)

○議員提出議案

●補正予算のあらまし

○補正第三号

このたびの補正予算は、福祉会館、浄水場、升湯小学校の合同竣工式、福祉会館の運営費、及び、当初予算で予定として計上しておりました補助事業等で、事業、事務相談室にお尋ねください。代表電話〇二五六七一一二三五五

●補正第四号

この補正予算は、六・二六梅雨前線豪雨の対策に要した経費の補正であり、補正額は百七十万円となり、補正後の予算総額は七億五千八百八十五万一千円となります。

補正された内訳は次のとおりです。

○水害防護用排水ポンプ・燃料油脂費

六万六千円

○町長専決処分について(西川町国民健康保険税条例の一部改正)(承認)

○新潟県町村人事事務組合を組織する地方公共団体の数の減少および規約の変更について(原案可決)

○新潟県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減および規約の変更について(原案可決)

○西川町国民健康保険税条例の一部改正について(原案可決)

○西川町福社会館設置及び管理条例の制定について(原案可決)

○西川町公民館条例の一部改正について(原案可決)

○西川町課設置条例の一部改正について(原案可決)

○昭和五十三年度西川町一般会計改正について(原案可決)

○西川町国民健康保険税条例の一部改正について(原案可決)

○西川町福社会館設置及び管理条例の制定について(原案可決)

○西川町公民館条例の一部改正について(原案可決)

○西川町課設置条例の一部改正について(原案可決)

○昭和五十三年産生産者米価等に関する意見書(原案可決)

○昭和五十三年度西川町一般会計補正予算(第三号)(原案可決)

○西川町課設置条例の一部改正について(原案可決)

○収入役の選任について(同意)

○議員提出議案

●補正予算のあらまし

○補正第三号

このたびの補正予算は、福祉会館、浄水場、升湯小学校の合同竣工式、福祉会館の運営費、及び、当初予算で予定として計上しておきました補助事業等で、事業、事務相談室にお尋ねください。代表電話〇二五六七一一二三五五

●補正第四号

この補正予算は、六・二六梅雨前線豪雨の対策に要した経費の補正であり、補正額は百七十万円となり、補正後の予算総額は七億五千八百八十五万一千円となります。

補正された内訳は次のとおりです。

○水害防護用排水ポンプ・燃料油脂費

六万六千円

務の性質上急務を要する経費等について補正を行いました。

補正額は二千二百三十七万一千円となり、補正後の予算総額は七億五千七百五十五万一千円となりました。

補正された主なものは次のとおりです。

○旧商工会事務所取扱工事

八四万円

○淨水場・升湯小・福社会館竣工式関係費

四五九万円

○福社会館運営管理関係費

一〇九八万円

○水田総合利用実施確認事務謝金

三四〇万円追加

○六分部落開発センター建設事業

三六〇万円

○補助金

地方産業育成資金

県貸付金

七〇万円追加

○福祉会館内の図書室受付業務委託料

四四万円

●今期定例会の議案は次のとおりです。

○昭和五十三年産生産者米価等に関する意見書(原案可決)

○昭和五十三年度西川町一般会計補正予算(第三号)(原案可決)

○西川町課設置条例の一部改正について(原案可決)

○収入役の選任について(同意)

○議員提出議案

●補正予算のあらまし

○補正第三号

このたびの補正予算は、福祉会館、浄水場、升湯小学校の合同竣工式、福祉会館の運営費、及び、当初予算で予定として計上しておきました補助事業等で、事業、事務相談室にお尋ねください。代表電話〇二五六七一一二三五五

●補正第四号

この補正予算は、六・二六梅雨前線豪雨の対策に要した経費の補正であり、補正額は百七十万円となり、補正後の予算総額は七億五千八百八十五万一千円となります。

補正された内訳は次のとおりです。

○水害防護用排水ポンプ・燃料油脂費

六万六千円

水害出動団員炊出賃費

一一万六千円

防疫資材費

一三〇万四千円

自動車借上料

五万八千円

特殊自動車借上料

一万五千円

排水用ポンプ借上料

一三万円

務の性質上急務を要する経費等について補正を行いました。

補正額は二千二百三十七万一千円となり、補正後の予算総額は七億五千七百五十五万一千円となりました。

補正された主なものは次のとおりです。

○旧商工会事務所取扱工事

八四万円

○淨水場・升湯小・福社会館竣工式関係費

四五九万円

○福社会館運営管理関係費

一〇九八万円

○水田総合利用実施確認事務謝金

三四〇万円追加

○六分部落開発センター建設事業

三六〇万円

○補助金

地方産業育成資金

県貸付金

七〇万円追加

○福祉会館内の図書室受付業務委託料

四四万円

●今期定例会の議案は次のとおりです。

○昭和五十三年産生産者米価等に関する意見書(原案可決)

○昭和五十三年度西川町一般会計補正予算(第三号)(原案可決)

○西川町課設置条例の一部改正について(原案可決)

○収入役の選任について(同意)

○議員提出議案

●補正予算のあらまし

○補正第三号

このたびの補正予算は、福祉会館、浄水場、升湯小学校の合同竣工式、福祉会館の運営費、及び、当初予算で予定として計上しておきました補助事業等で、事業、事務相談室にお尋ねください。代表電話〇二五六七一一二三五五

●補正第四号

この補正予算は、六・二六梅雨前線豪雨の対策に要した経費の補正であり、補正額は百七十万円となり、補正後の予算総額は七億五千八百八十五万一千円となります。

補正された内訳は次のとおりです。

○水害防護用排水ポンプ・燃料油脂費

六万六千円

水害出動団員炊出賃費

一一万六千円

防疫資材費

一三〇万四千円

自動車借上料

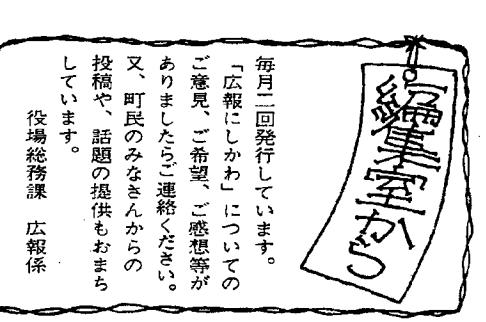
五万八千円

特殊自動車借上料

一万五千円

排水用ポンプ借上料

一三万円



役場総務課 広報係

自動車をとりまく税は…

自動車や自動車用燃料には、いろいろな税金がかかる。では、そのあらましを、物品税……メーカーから出荷される価格に対して、普通乗用車は二〇%、小型乗用自動車は一五%となっています。

自動車重量税……例えば車検期間が二年の自家用乗用車は、自重〇・五トンごとに一万二千六百円です。

揮発油税・地方道路税……自動車用ガソリンの価格に、一リットル当たり、揮発油税が三十六円五十五銭、地方道路税が六円六十銭を含んでいます。

石油ガス税……自動車の燃料として營業車に使われているLPGガスの価格に、一キログラム当り一元五十五銭が含まれています。

自動車取得税……取得価額に対して、自家用自動車は五%、軽自動車は三%ですが、排出ガス規制額二万七千五百円です。

マイカーと税金

人の一生には、たとえば、年をめられていますが、今年から特別控除を受けられる条件の一部が改正になり、大変有利になりました。

昭和五十二年十二月までは、自分

分の住んでいた家を空き家にした

後、何にも使わずに(貸家などにした場合は認められない)しかも、一年以内の売却でなければ特別控除が認められませんでした。

これが、今回の改正では、自分が住まなくなつた家屋やその敷地

について、今年中に売却すれば翌々年、翌々年までの間に売却すれば、他人に貸すなど何に使っていても三十万円の特別控除が認められるようになります。

ですから、昭和五十年中に自分が住まなくなつた家屋やその敷地

について、今年中に売却すれば翌々年、翌々年までの間に売却すれば、三千万円の特別控除が認められることがあります。

生やさしいことではありません。

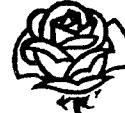
このように、自動車をとりまく税金は、いろいろありますが、特に自動車重量税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、自動車取得税、軽油引取税の税収の大部分は国や地方の道路整備のために使われ、皆さんの生活に役立っています。

このように、自動車をとりまく税金は、いろいろありますが、特に自動車重量税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、自動車取得税、軽油引取税の税収の大部分は

生やさしいことではありません。



明るい選挙啓発用マンガ募集



おいて感じたこと、日本から政治・社会生活との関連性について考えていること、有権者としての心構え、政治家への希望、期待あるいは理想的選挙・政治の構想などを内容としたもので一派に片寄らないもの。

図柄をズバリ表現する言葉やキャラクチャーフレーズ等のサブタイトルがついても結構です。ただし、現在は「公明選挙」という用語は用いていないため、画の中やサブタイトル等に「公明」の文字は使わないこと。

『規格』
白ケント紙・一コマ
もの・黒一色・図の大
きさは横十八
cm、縦十六
cm・パン、サイ
ンパン、筆使
用随意。

『締切』

定審査の結果は、主催者発行の広報誌「私たちの広場」(町の選挙管理委員会)にあります。昭和五十三年十月十五日発行)に発表するとともに佳作以上の方に通知します。

『賞』

優秀賞………一点
賞金五万円
(自治大臣賞状)

入選賞………十点
賞金三万円
(自治大臣賞状)

佳作賞………百点
記念品
(明るい選挙推進協会会長賞状)



応募先
〒102 東京都千代田区平河町二一
四一三 鞍町会館内
財団法人 明るい選挙推進協会
マンガ募集係

正〇三(二六二)七六一三~四
応募上の注意
特定の政党や候補者に有利・不利になるようなものは除ます。
作品は自作未発表のものに限りません。
枚数の制限はありません。
また、応募作品は返却いたしません。
作品のうちに住所・氏名(フリガナ)・年令・職業・性別を必ず書き入れて下さい。

(1) 特定の政党や候補者に有利・不利になるようなものは除ます。
(2) 作品は自作未発表のものに限りません。
(3) 枚数の制限はありません。
(4) 佳作以上の作品の版権は主催者に属し、作品は明るい選挙推進運動に自由に利用できるものとします。
(5) 作品のうちに住所・氏名(フリガナ)・年令・職業・性別を必ず書き入れて下さい。

一心配ごと相談

とき 每週月曜日午後1時から午後3時まで
ところ 老人いこいの家「西川荘」
※ 心配ごとは、秘密・無料。
お気軽にいでください。

【8月の相談員】

7日	高井熊雄氏	坪井己之三郎氏
14日	高井熊雄氏	赤川幸平氏
21日	高井熊雄氏	高橋亥恵氏
28日	高井熊雄氏	伝川幸松氏



8月は1日です



八月の役場事務相談

住みよい西川町にするため町長に「こんなことを聞いてみたい」とお考えの方はお気軽にお電話ください。
毎月第一火曜日 午後五時から五時二十分まで
△電話 三二一五番

役場事務に対する意見・要望・苦情などについて、お気軽に相談においで下さい。
相談員の自宅の電話番号は二五一二番です。電話によるご相談も歓迎します。
△とき 八月一日・十五日午後一時から午後三時まで
▼ところ 西川町役場
▼相談員 石黒喜十郎氏

郵便による不在者投票制度とは

この制度は、身体に重度の障害のある人で次の表に該当する手帳を交付されている人が、投票当日投票所へ行かなくても自宅で投票できるというものです。

手帳の種類	障害の種類	障害の程度
戦傷病者手帳	両下肢もしくは体幹の障害	一級もししくは二級
心臓、じん臓器の障害	心臓、じん臓もしくは呼吸もしくは呼吸	一級もししくは二級
特別項症	から第三項症まで	くは三級
障害	から第二項症まで	くは三級

○郵便投票用証明書の交付を受けた後、選挙があった場合の投票の手続きは、次のとおりであります。

郵便による不在者投票をしようとするには、所定の手続きが必要で、町選管委員会で行っています。

郵便による不在者投票をするには、事前に「郵便投票証明書」

郵便による不在者投票をしよう

ります。

郵便投票証明書の交付を受けた後、選挙があった場合の投票の手続きは、次のとおりであります。

ゆくえ不明の人を 捜す相談所開設

県警では、八月一日から「箇月間」(ゆくえ)不明の人を捜す運動^{トウドウ}を進めることになり、無料の巡回相談所を八月一日新堺田、八月二日桑、八月七日長岡、八月八日上越北の各警察署に開設するほか、巡回相談のない日は本部識識課に相談所を開設し、相談を受けることにしていく。

この運動は、ゆくえ不明者の所在と身元不明死体の身元を一人でも一体でも多く確認することをねらいに行われるもので、昨年一年間省内の家出入りやゆくえ不明者は一四八四人で、このうち一三〇四人が居所がわかつたり、家に戻つたりしており、解決率は八七・九パーセント、残りの一八〇名は依然ゆくえ不明



紹介します

こんな身体でなぜ生きた
そんな考えやめました
手足のきかぬ私も
親にもらったこの生命
むだにしません
神に召されて逝くまでは

甘い恋など 夢の夢
流行歌など つぶやいて
無理にむかしき 滅します
事故をうらんで いるよりも
今日を生きてく 私です
なんの希望も ないけれど
心の支え 愛の詩
こんな身体で
俾せかんじ 読んできます
十年前二十五才で交通事故の
ために手足がきかなくなつた女性の
手 本間英子さんの歌う歌
です。ベッドの上で練習し、車
子でステージにたち、みごとに
い障害をのりこえています。同
障害者として、一人でも多くの
人にこの詩を紹介したいと思いま

LPGガス事故
LPGガス（液化石油ガス）は国民生活の向上とともに新しい普及をみせ、すでに公共性の高い民生エネルギーとして重要な役割を果しております。
しかしながら、一方では、アパート・マンション等における事故の大型化がめだち、当事者だけなく時には第三者にも被害を及ぼすことがあります。
このような現状から、LPGガスによる災害の絶滅のため、次に事故柄に注意をし事故のないようになります。

LPGガス事故防止について

停止について

- ② 点火は必ず確認し立ち消えにも注意しましょう
- ③ 空気を正しく調節していくも青い炎で使いましょう
- ④ ガスを使つたあとは器具せんだけではなく元せんも閉めましょう
- ⑤ ガス器具はLPガス用の合板マークのあるものを選びましょう
- ⑥ ゴム管は古くならないうちにとりかえましょう

・広報にしかわ

農業者年金法

改正!!

7月1日から農年未加入者等の特例救済

思われます。

二、当然加入資格者の要件
ウ、昭和五十一年六月三十日以後の期間について当然加入資格期間を有している者で、加入手続きをとつていなかつた者

昨年は、不況脱出という経済動

やめましょう



業者年金基金

(第214号) 広
昭和四十六年に農業者年金制度が発足し八年を経過しようとしておりますが、この間、五十一年から新潟県においても三、四〇〇余の人たちがこの經營移譲年金を受けられております。
しかしながら、この農業者年金制度が発足し各年度において加入促進に努めてきたところであります
が、いまだ加入資格がありながら加入していない農業者が多数存
在し、適格な經營移譲を行なつて
多くの經營移譲年金を受給できな

一、特例納付対象者

ア、現に加入している当然加入者及び任意加入者

イ、現に加入していないが、前に当然加入者又は任意加入者

工、五十アール以上の農地を有している経営主であることと間等を有することとしている。

三、納付対象期間

ア、昭和四十六年一月から昭和五十一年六月分までの被保険者期間

四、納付の金額及び期間

ア、特例納付の額は、一ヵ月に
　　つき三、六〇〇円

イ、納付できる期間は、昭和五十三年七月一日から昭和五十四年十二月三十一日まで

この特例救済についての詳しいことは、各農業協同組合、役場農業委員会におたずねください。

○終日運転しているドライバーは、「魂の抜けた状態」が一時間半の間隔を置いて現わるといわれています。一長距離運転のときは一時間に一度休憩をし、身体の屈伸運動を一

○また、運転者の前方を注視して

ゆずりあう心で“夏の交通安全” 夏の交通事故防止運動実施中!!

七月二十一日(金)から八月二十日(日)まで

夏期における本県の交通事故は、高温多湿という気象条件および海水浴等のレジャー、お墓参り、帰省等に伴う一般車両、公共事業増加に伴う工事用車両の増加等、運転者の疲労等の条件が重なるため年々交通事故が多発する傾向にあ

るので、これら事故防止のため次のことが運動重点とされています。

(1)自転車利用者及び夏休み中の子供の交通事故防止

(2)飲酒運転・過労運転等の防止

(3)シートベルト・ヘルメット着用

八月一日(木)

広報にしかわ

—わたしの作品—
おまつり曾根小学校3年
池田淳子さん

指導
草野
菊男先生
おまつり
とがわかるようによく工夫してかいてあります。

■

校祖祭でお宮へお参りに行つたことがよくかけてます。

- お供の場合 指しやぶり、爪かみ、目をパチパチしたり首を
- お子の場合 次のような症状がありましたら、お気軽に相談においでください。

時間の関係上、おいでになりたいかたは8月5日までに保険衛生課の保健婦までお申し込みください。

精神衛生相談のお知らせ

お知らせ

ねんきん

7月中に…

○60歳になる人(大正7年7月2日～大正7年8月1日生まれ)は、保険料を納め終りました。

老齢年金は、原則として65歳から請求することになりますが60歳以上で希望すれば年齢を繰り上げて請求することができます。この場合、年金額が希望する年齢によって次の表のとおり減額されます。

● 減額率

希望する年齢	減額率
60歳以上61歳未満	0.42
61歳～62歳	0.35
62歳～63歳	0.28
63歳～64歳	0.20
64歳～65歳	0.11

○70歳になる人(明治41年7月2日～明治41年8月1日生まれ)は、老齢福祉年金を請求しよう。ただし、5年年金をもらっている人は請求できません。

◎7月～8月の衛生行事◎

月日(曜)	種目	対象	場所	時間	備考
7月26日(水)	1歳6ヶ月児検診	S.51年10.11月生まれ及びS.52年1.2月生まれ	役場	午前11:30～2:00 午後2:00～2:30 午後2:30～3:00	母子手帳持参
28日(金)	乳児産婦健康相談	S.53年5月生まれ	役場	午前9:30～11:00	母子手帳持参
	乳児検診	S.52年8月生まれ及びS.53年1月生まれ	役場	午前11:30～2:00 午後2:00～2:30 午後2:30～3:00	母子手帳持参
8月4日(金)	離乳食指導会	S.53年2.3.4.5月生まれ	分館	午後1:30～3:00	母子手帳持参

した。

○七月十日号の広報のわたしの作品中、「指導田村修先生」とありました。が、田中修先生の誤りで

おわびして訂正します。

木曜日	毎週月記
平野、楳島、中島	下山、川崎、中島

おわびと訂正

○七月十日号の広報のわたしの作品中、「指導田村修先生」とありました。が、田中修先生の誤りで

氏名	告白	保護者
小林 鋼太	瀬戸妙枝子	大山 朋美
須佐 綾	清水 真人	清水 真人
重俊 敏	清 強	孝子 真澄
良衛 昭	眠 澄	新栄町 押付
下川 東	新栄町 押付	新栄町 新栄町
組	新栄町 新栄町	新栄町 新栄町

氏名	年齢	性別	年齢	性別
佐藤 千代	55	三郎	55	三郎
小林 藤一	74	本人	55	本人
赤川 健吉	74	本人	55	本人
本間 ハナ	59	長次郎	59	長次郎



(松田)シズエ 渡邊秀雄 学校町
世帯主 部落

